

お知らせ



町施設の温室効果ガス排出量を公表します！

町では「寄居町地球温暖化実行計画」に基づき、地球温暖化の大きな要因である温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行っています。

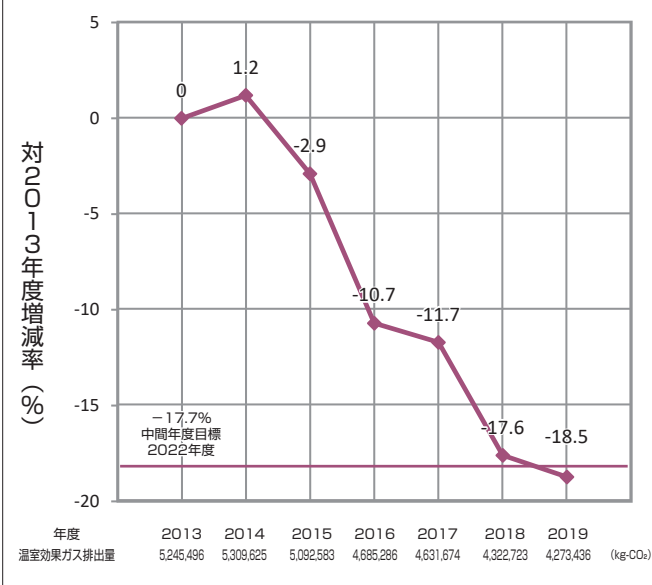
この度、令和元(2019)年度の町施設の温室効果ガスの排出量を次のとおり公表します。

基準年	中間年度目標 (2022年度)	2019年度実績	結果
2013年度 (0%)	基準年度比 -17.7%	基準年度比 -18.5%	2019年度の温室効果ガス排出量は4,273,436kg-co ₂ となり、2018年度の4,322,723kg-co ₂ と比べ、49,287kg-co ₂ の削減となりました。その結果、中間年度目標を達成しました。

今後とも町では、令和12(2030)年度(計画最終年度)の目標である対平成25(2013)年度増減率-40.1%に向け、地球温暖化対策を推進していきます。

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線224)

町施設の温室効果ガス排出量の推移



※平成30(2018)年度から電力会社を変更した施設があるため、算定基礎を変更し、平成30(2018)年度の温室効果ガス排出量を計算し直しています。

お知らせ



受水槽を清潔に管理しましょう！

工場や学校など大量の水を使う施設や、断水が人命に関わるような病院等の施設には、受水槽が設置されています。このうち、有効容量が10m³を超える受水槽を設置している施設は、簡易専用水道施設として『水道法』で衛生管理が義務付けられ、10m³以下の受水槽を設置している施設や集合住宅等は小規模貯水槽水道施設として、町の条例で衛生管理の基準が定められています。受水槽の設置者は、いつもきれいな水道水が飲めるよう毎年1回以上の受水槽の清掃や、水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する検査を行い、適正な衛生管理を行ってください。

衛生管理基準

- ①受水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行う。
- ②受水槽の点検等、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を行う。
- ③水の色、濁り、臭い、味などに注意し、供給する水に異常を認めたときは、必要なものについて検査を行う。
- ④供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

☎ 熊谷保健所(☎523・2811)

☎ 上下水道課(☎581・2121内線264)

お知らせ



ご活用ください！
農産物等インターネット販売促進事業補助金

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている農業関係者の所得向上および農産物等の販路拡大を図ることを目的として、農業者のインターネットを活用した農産物等の販売に要する経費のうち、配送料の一部を補助します。

- ▶対象／次の①、②の要件をすべて満たすもの
- ① 町内に住所を有する農業者 ※法人を含む
 - ② 町税を滞納していない者

▶補助対象経費

○農産物等(加工品を含む)のインターネットを利用した通信販売に係る経費のうち、配送料

▶補助率・補助限度額

補助率	補助限度額
補助対象経費の2分の1以内 ※100円未満は切り捨て	1度の配送につき3,000円 ※1事業者当たりの限度額は20万円

☎ 農林課(☎581・2121内線402)

浄化槽の維持管理できれいな水環境を守りましょう！

浄化槽は、微生物の働きにより家庭からの排水等を分解・浄化し、きれいな水にしてから放流するための設備です。家庭からの排水の多くは側溝や水路を通り、河川へ流れていきます。川の汚濁原因は、生活排水が7割以上を占めるといわれ、大切な水環境を守るには、生活排水を適正に処理してから放流することが大切です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水環境を守りましょう！

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223)

浄化槽に必要な **3** つの維持管理

1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や点検内容は、浄化槽の種類や大きさによって異なります(一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合年3回以上)。県知事の登録を受けた保守点検業者と契約し、実施してください。

2 清掃

浄化槽内に生じた汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

- ▶町許可清掃業者
- 益榮商事(株)(☎581・1745)
 - (株)ロビン(☎584・2644)

3 法定検査

- ▶設置後の検査(『浄化槽法』第7条)
設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月の間に行わなければなりません。
- ▶定期検査(『浄化槽法』第11条)
維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行わなければなりません。
- ※法定検査は県が指定した検査機関に依頼してください。
- ▶指定検査機関
- (一社)埼玉県浄化槽協会 (☎501・5707)
- ※「保守点検」「清掃」「法定検査」は、それぞれ費用(手数料)がかかります。

浄化槽を適正に使用するために

- 天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。

浄化槽に必要な届出・報告

浄化槽の設置、変更、廃止等を行うときには、手続きが必要です！詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換は

浄化槽設置整備事業補助金をご活用ください！

▶補助限度額(令和2年度転換補助の場合)

人 槽	補助限度額 (合計)	人 槽 の 算 定
5 人 槽	542,000円	住宅の延べ面積が130m ² 以下の場合
7 人 槽	624,000円	住宅の延べ面積が130m ² を超える場合
10 人 槽	758,000円	台所および浴室が2カ所以上の場合 (2世帯住宅)

※補助対象区域がありますので、申請前にご確認ください(農業集落排水整備地域、公共下水道整備地域、公設浄化槽整備地域等は補助対象外です)。

※申請方法等、詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。